

第39回 広域系統整備委員会議事録

日時 2019年3月8日(金) 15:30~17:30

場所 電力広域的運営推進機関 会議室 A、B、C

出席者:

<委員>

- 古城 誠 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)
- 伊藤 麻美 委員(日本電鍍工業(株) 代表取締役)
- 岩船 由美子 委員(東京大学 生産技術研究所 特任教授)
- 大橋 弘 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
- 加藤 政一 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)
- 工藤 禎子 委員((株)三井住友銀行 常務執行役員)
- 田中 誠 委員(政策研究大学院大学 教授)
- 大久保 昌利 委員(関西電力(株) 執行役員 送配電カンパニー 担任)
- 大村 博之 委員(JXTGエネルギー(株) 執行役員 リソーシズ&パワーカンパニー
電気ガス販売部長)
- 松島 聡 委員(日本風力開発(株) 常務執行役員)
- 柳生田 稔 委員(昭和シェル石油(株) 執行役員)
- 下河内 克倫 代理(大阪ガス(株) ガス製造・発電・エンジニアリング事業部
電力事業推進部 戦略企画チーム 課長)
- 山本 哲弘 代理(中部電力(株) コーポレート本部 広域・制度グループ グループ長)

<オブザーバー>

- 日置 純子 (電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室長)
- 河合 賢矢 (資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力流通室 室長補佐
(併) 省エネルギー・新エネルギー部 制度審議室 室長補佐)

【関連事業者(議題3のみ参加)】

- 劉 伸行 (東京電力パワーグリッド(株) 系統計画室長)
- 山田 利之 (東北電力(株) 送配電カンパニー 電力システム部 技術担当部長)

欠席者:

- 坂梨 興 委員(大阪ガス(株) 理事 ガス製造・発電・エンジニアリング事業部
電力事業推進部長)
- 鍋田 和宏 委員(中部電力(株) 執行役員 コーポレート本部 部長)

配布資料

資料1：(長期方針) 効率的なアクセス業務の在り方について

資料2：コスト等検証小委員会(報告)

資料3：東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について

1. (長期方針) 効率的なアクセス業務の在り方について

- ・事務局から資料1により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(工藤委員) 前から何度かお伝えしているが、募集プロセスにおいて辞退者が出るということについては、同じプロセスにおける残された事業者の負担金の増加や、工事の遅延、それに伴い場合によっては、再生可能エネルギーであればFIT期間の短縮による投資リターンの減少等、残された事業者へ影響が及ぶ可能性があると思っている。マイナスの観点から申し上げると、募集プロセスにおいては、こういった他の事業者の辞退リスクも融資の検討対象になると思っている。同じプロセスに、辞退する可能性のある事業者がいるということが融資のネックとなる可能性もあるため、補償契約の不履行の未然防止というのは、私ども融資側の立場もしくは事業者の立場からすると、必ずしも、自分が辞められてしまう側に立てば過度な対策とは言えないのではないかと思う。ただし、オープンアクセスの原則に立ち返ってみた場合に過度な対策となってしまうということであれば、代わりに事後対策について厳しい対応を取るべきではないかと思う。法的措置および指導・勧告や当該事業者情報等の公表とあるが、これも以前にお伝えしたとおり、現在、開発事業を行っているのは、企業そのものではなく、SPC、そのために作られた特別目的会社であったり、ファンドであったりというケースも少なくないので、このバックに実際にいる事業者が同様のことを起こさないように対策を講じるべきではないかと思う。事後対策例の3つ目に当該事業者および関係する事業者という記載があるが、この関係事業者に対して、1つ目、2つ目の法的措置、指導・勧告・公表等の手当ても必要ではないかと思う。また、一度契約不履行になった事業者、関係する事業者も含め、第三者の支払保証と書類の提出があれば再度参加できるというのは個人的には甘いように感じる。他の一括検討案件に参加できないくらいの方が、関係事業者もいろいろな立場の方がいると思うので、除外項目は必要かもしれないが、他の一括検討案件には参加できないくらいの方がいいのではないかと考えている。未然防止策が不十分だった場合には、他の事業者の辞退リスクをファイナンスにおいては検討する必要があるために、予見性確保に関する情報として、他の応募者の情報開示も必要ではないか。その場合は、個人名というか、実際の名前はなかなか出すのが難しいと思うが、そこが分からないと、実際どれくらい辞退する可能性があるのか、ファイナンス、クレジット状況など想像がつかないものなので、できるだけ事業者名や関係者名

の開示も必要ではないかと考える。現在長期化している募集プロセスの短期化は、ぜひ検討頂きたいと思うが、ファイナンスの観点からの検討も加えて制度設計をお願いしたい。

(事務局) 工藤委員から甘いと言われると、そうなのかなと思ってしまう。もしそういう辞退をするような方がいれば、その方には、次回以降、第三者の支払保証書類担保の提出を義務付けると書いているが、実はこれも結構ハードルが高いのではないかと考えている。なかなかこういうものは受け入れられないもので、これがあれば基本的には確実に回収できるものと思っており、これ自体はそれほど甘くはないのではないかと我々は考えているが、このあたりについて、専門的知見をもとにご意見頂けないか。

(工藤委員) もちろん支払保証担保の提出を義務付けるということ自体は、非常にしっかりとした対応だと思う。一方で、これが事後対策であるということと、後は当該事業者および関係する事業者において、この関係する事業者にどこまでちゃんとしっかり求めていくかということだと思っている。ただ、オープンアクセスの原則から事前に求めるのが難しいのではないと思うので、その場合においての事後対策という意味では適切だと思っている。

(伊藤委員) 一部、私も工藤委員に賛同するところでやはり厳しく対応すべきだと思う。普通の会社が不渡りを出した場合、しばらくの間取引できなくなるのが現実であり、それと同じような感覚なのではという考えもあるが、一方で入り口を厳しくしてしまうと参加者が減ってしまい、ビジネスとして市場が活性化しなくなる可能性もあり、すごく難しい。でもいくら罰則を強化しても、ずる賢い方は別の代表をつけたり別法人を立てたり等、逃げ道をいくらでも想像できるので、完璧にすること自体が難しいと思う。どこを落としどころにするかというのが、当然ビジネスにはリスクがあるので、完璧にしないまでもある程度というところで良いのではと思う。

(古城委員長) 契約不履行というのは不渡りを出したような話なのか。それとも事業場の都合で下りるのは普通であって、迷惑料さえ払えば構わないという考えで捕まえていくのか。

(事務局) 今回の場合、工事費負担金補償契約を結んでいるので、基本的に会社が存続していれば、徹底的に取りに行くものと考えている。よって、これで払わないというのは基本的には倒産しているとか、立ち行かなくなっているケースだけだろうと思っている。これはデポジットを払わないというのではなく、工事費負担金補償契約を結んでいるので、その契約に基づいて淡々と取りにいくだけだと思う。

(大久保委員) 10 ページの契約不履行者への対応の方向性について、現在実施している募集プロセスの中でも契約不履行者が発生する事例があると聞いており、対応に非常に苦労されているということも聞いている。順を追った対策であるが、事後対策のみでの効果が十分でないかと判断される場合は、未然防止策の導入の検討を是非お願いしたいと思う。

(山本代理) 27 ページの情報公開の話について、電源を立地する立場からすれば地元との関係が非常に大事だと思っており、まだ地元と話をしていない段階で、つまりは立地地点の検討をしている段階で地点の分かるような情報公開が行われると、開発に支障が出る可能性もあるので、情報を出されると困るという意見が事業者からあれば、その部分については困らないような出し方というのをご配慮いただきたいなと思っている。

(古城委員長) 情報を出すか出さないかは事業者の意見を聞いて、ケースバイケースで対応してほしいということか。

(山本代理) そのとおり。

(事務局) 事務局から補足させていただくと、今回、実は事務局としてもできるだけ公開という案で出させていただいたが、先ほど山本代理がおっしゃったように、競争情報になり得るので、ハードルはあると思っている。一括検討での事業者の予見性を考慮すると、ある程度情報を出していく必要はあると考えている。ある事業者は出さずにある事業者は出すとなると、それはそれで何の情報なのかという感じになるので、例えば 25 ページの申込者情報というところで、ある程度の例を記載しているが、ここでは連系点、いわゆるどこの系統に接続されるのかということと、最大受電電力と、あと電源の項目でなぜ自然変動電源だけを書いているかと言うと、これは将来、ノンファームみたいなものが入ってきた場合に、自分が出力の予見性をどれくらい出せるのかというところを、自らシミュレーションできるようにするために、自然変動電源というのがどれくらいあるのかというのは情報として必要だろうという考えから、自然変動電源だけは出してはどうかということで案を作成している。この辺りの情報で、特に開発にあたって問題になりそうなものにはどういうものがあるのかというのを、今日は発電事業者の方にご意見を伺いたかった。当然、この場だけでなく、別の場でもいろいろ聞こうと思っているが、もしそういうのがあればご教示いただきたい。

(山本代理) 例えば、長い送電線に接続するのであれば、どの点に接続されるか分からないのであまり目立たないが、非常に短い送電線で、発電所を立地できる場所もここしかないだろうというロケーションであれば伏せていても概ね分かってしまう。そういう点があれば、ご配慮いただきたい。何でもかんでも情報は出たくないということを申し上げている訳ではない、ということをご理解いただければと思う。

(佐藤理事) 今おっしゃったのは、山本代理が嫌なわけではなく、山本代理が関係する発電事業者の方が、こんな状態であれば相対契約の時にみんな分かってしまうからやめてくれと猛烈に文句を言われると現場が困るから何とかしてほしいということか。

(山本代理) 相対というより、地元申し入れる前に電源計画が分かっちゃってしまっ、立地が出来なくなると言うのを気にして発言させていただいた。

(佐藤理事) そうすると、ほとんどすべての情報が出せないということになるのではないかと。27 ページで気にしているというのは、電源情報で競争情報的なところはいろいろ考えないといけないうので、今のだとある時点においては一切電源情報が出せないということになる。これは趣旨が違うような感じがする。

(山本代理) 申し上げたかったのは、電源を建設することができなくなることは避けたいということ。そういう情報でなければ、ある程度情報を出すというのはやむを得ないと思っている。

(佐藤理事) それは作るか作らないかなんで、必要最小限の情報も時期によっては出せない場合があるということではないのか。事務局は、そういう事態を想定していたのか。

(事務局) 確かに、送電線が特定されてそこしかないとか、明らかに容量をみれば地点が特定されてしまうといったケースもあるという気はしている。ただし、これは情報の出し方の問題だと

思っている。情報を公開するという方法と、その系統に接続しようとする事業者のみに、例えばアクセス検討の回答時に開示するという方法と両方あると思うが、おそらくこれを公開するという話になれば問題があるというのは分かるが、開示という方法であればどうか。

(山本代理) 基本的に、公表は困るということで申し上げた。

(加藤委員) 今の件について、もともとアクセス検討のこの話が出てきたのは、非常に練られた計画、要するに実現の可能性が高い計画と、海のものとも山のものとも決まっていない、固まっていない計画が同時に入ってきて、それらを一緒に検討するために、すぐに辞退者が発生して計画に後戻りが起こることが問題だったと思う。今の話を伺っていると、立地地点も確保されていない、環境アセスも終わってなくそれ自体通るかどうか分からない、そういうあまり計画が具体性を持っていないものを一緒に入れてしまうと、これまでと同じことになって、実際にやろうとしたら辞退者が出てしまい、また後戻りが出てくるのではないかとはいえ、山本代理のご意見も理解できるので、上手く整合性を取る必要がある。なぜ公開するのかということの根底にはできるだけ後戻りを避けたいという意図があると思うので、そういう意味でご検討いただければと思う。

(事務局) 13 ページを見ていただきたい。一括検討のデポジットを入れるタイミングで負担可能上限額というものをに入れていただく。この負担可能上限額の5%をデポジットとして入れてもらうこととなる。ここで事業者には、負担可能上限額を入れるにあたって、どれだけの事業者がやめたらどのくらい負担金上がるのかという事を自ら算定し、判断をしていただく必要があり、デポジットの前にある接続検討の回答の段階で、事業者情報を一緒に出さないと事業者自らが判断できないのではないかと思っている。デポジットを払った後は段々と意思決定がされていくので、事業性というのも高まっていくと思うが、今議論しているのは少なくともデポジットを入れる前の段階の話なので、その段階である程度負担可能上限額を入れるための予見性のためにそういった情報を出すことは必要ではないかと思う。この段階では、辞退者が出るのはある程度前提の上で、要するに試しで検討されている案件もいっぱい入っている前提での検討プロセスになる。よって、アセスをしていないものや、どの地点にしようかという段階の案件も存在する。

(岩船委員) 不確定な要素も多い段階で、この人だけに開示するという事は可能なのか。公開ではなくて開示とする場合、どのような人が開示してもらえるのか。

(事務局) もし開示ということになれば、接続検討申込みをされて、その回答の際に事業者情報、先ほどの一覧表のレベルのものをお渡しすることを考えている。あくまで接続検討申込みをしている方のみで、誰でも開示請求できるわけではない。25 ページの情報については開示というレベルで大丈夫と思うが、23 ページの方は一括検討に入る前のタイミングで、自分が今その系統に入ったらどうなのかということを見ていただくものなので、ここはどちらかというところある程度公開をしていかないといけないと思っている。ただし見せ方として、例えばグロスで見せるとかそういった方法はあると思っており、そういう意味では、23

ページと 25 ページの意味合いは少し違う。25 ページの情報は開示レベルでも問題ないのではないかと思う。

(岩 船 委 員) 10 ページの件、東北の募プロで辞退が出ているという話だったが、2 ポツ目にある「悪意のある辞退や恣意的な辞退は考えにくい」と記載があるが、これまでの募プロにおいてそういうものはなかったのか。

(事 務 局) 現在、九州方面や東北で継続されている募集プロセスがあるが、工事費負担金補償契約を完全に不履行になった事例というのは確認されていない。督促をしている状況のものはあるということは確認している。

(岩 船 委 員) そういうことであれば、今回もこの方法で問題ないだろうというご判断か。

(事 務 局) 現状、悪意のある辞退や恣意的な辞退というものが確認されていないので、今回未然防止策を入れていくという事に関しては、募集プロセスの実績を含めて検討していきたいと思っている。

(大久保委員) 私の方から情報提供させていただく。契約不履行に当たるかどうかは分からないが、未入金事業者が発生している、手続き上ちゃんとお金を支払ってくれない事業者が出てきているという事を耳にしている。そのような情報は広域機関の方には入っていないのか。

(事 務 局) 契約した期間に入金されていない事業者がいるという事は聞いており、再度入金の督促をしているということについては把握している。

(大久保委員) 契約不履行ではないが、その要素を含んでいるというか、そういう事業者は出てきているという認識でよいか。

(事 務 局) そのとおりである。

(河合オブザーバー) 先程の加藤委員と山本委員代理がおっしゃったことと重複するので、手短かに話させていただく。今回の情報公開は新規の発電事業者の事業を円滑に行うために元々行うものとの認識である。その観点で、23 ページにあるようなアクセス検討の段階は、当然ながら地元との調整が未了のもの、あるいは関係法令の関係で手続きが進んでいないもの、熟度が低い案件も必然的に出て来るという事だと理解している。そうなった時に、公開をしてしまうことで関係事業者との調整が難航し、本来の主旨である円滑な事業というものにもし阻害の懸念があるという話が事業者からあるのであれば、それについては 27 ページに明確に書いていただいているとおり、よく議論いただいた上で制度設計していただければと思う。なお、連系後の情報開示、公開については、まさに国の方の審議会で公開が良いのか開示が良いのか、あるいは NDA をつけるのかつけないのか等について相当程度時間を掛けて結論を出させていただいたので、同様に検討いただければと思う。

(古城委員長) 10 ページの契約不履行の話、先程もあった悪意や恣意的な不履行があった時の話であるが、その人から見ればもっともな理由で、これはもうやめた方がいいと判断して履行しない場合があると思うが、それはビジネス上の理由で悪意はないけれども、他人に迷惑をかけたことに間違いはない。この時の迷惑料をどうするかという話は残るので、悪意や恣意的なものは考えにくいからしなくていいという話ではないと思う。ペナルティは決まっていますが、

もっと払ってもいいからやめるのは仕方がない事であるが、そのあたり、大事な点が素通りされている気がする。

(事務局) 負担金補償契約というのは、自らが払わないといけないお金は全部払いなさいということである。

(古城委員長) 本当なら 10 億払わなければいけないが、負担金補償契約で 3 億とか 1 億最初に出しておいてくださいということか。

(事務局) 最初はそれぞれデポジットで取り、もし自分が辞退する場合には補償契約に基づいて全額取りに行くのだが、契約不履行というのはそれが払えないということである。補償契約は全額取りに行くためのものである。

(古城委員長) 取りっぱぐれがないようにということか。

(事務局) そのとおり。

(古城委員長) 全額取りに行けるのか。本当は全額 10 億払うという約束だが、不履行者は与えた損害は 5 億だと言う。5 億で勘弁してくださいと。違約金の話ではよくある話である。

(事務局) 契約の際に額を決めて、契約書に記載しており、辞退される場合はこれだけ払っていただくという形の契約と契約書には記載されているが、実際は他の事業者には損害を与えた実費、要は他の事業者の負担金が増額した分を基本的にはこの補償契約で取りに行くという形である。

(古城委員長) 契約書には 10 億と書いていて、実際の損害が 5 億の場合はどうなるのか。

(事務局) 実際に損害を与えた 5 億を取りに行くことになる。

(古城委員長) 10 億は取らないのか。

(事務局) 今回はペナルティ的な意味合いは基本的に入れておらず、あくまで損害の補償義務を負うという契約で考えているため、他の事業者には 10 億の損害を与えていなければ取らない。ただし、基本的には工事規模が一緒であれば契約の額と請求額は一緒になる。例えば、その事業者が辞めて工事規模が小さくなれば、請求額は契約の額より小さくなる。

(古城委員長) 全額取りに行くわけなので、更に念押しで厳しくする必要性は薄いという考えか。

(事務局) 軽く辞めてやろうという事業者は、まずこのような契約は結ばないだろうと考えている。

(寺島理事) 情報公表の話、エネ庁さんからもお話いただいたところ。この話は、事務局からも説明したが、あくまで、23 ページ、25 ページについて「必ずこうしたい」というものではなく、予見するための情報が欲しいという事業者のことを考えれば、こういう方法も考えられるのではないかと、27 ページの記載も交えて説明させていただいたものである。ただし、それが事業者にとって事業の推進に良くない情報である部分があるのであれば、それは考えなければならない。よって、一体どういうところが落としどころとして良いか、それについては 27 ページのとおり、事業者からのご意見を伺っていきたいと思っている。同時にガイドライン上の取扱いというものもあるので、ここについてはエネ庁さんとも相談させていただき、うまいところを探っていきたい。また、公開なのか、開示なのか、提示なのか等いろいろと方法はあるため、工夫させていただきたい。ただ、方向性としては、どう

にか、こういう事をやっていかないと、全体として上手く行かない部分もあるので、相談させていただきたいという趣旨である。今後ともよろしくお願ひしたい。

2. コスト等検証小委員会（報告）

- ・事務局から資料2により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

（古城委員長）コスト等小委員会の委員長である加藤委員から補足をお願いしたい。

（加藤委員）ただいまご報告いただいたように、コストを抑えるような一般競争入札を採用して、かつスケジュールを守る意味からも予報発注が必要だろうと。その両方の観点から妥当というか、コスト低減かつスケジュールを守るための提言がなされていると考えている。あと、ここには特に記載されていないが、資材について、鉄塔であるとか電線であるとかそういうものを共同で発注できないかという話もあったが、独占禁止法に触れる可能性があるということで、それは別途検討中であると聞いている。

（寺島理事）加藤小委員長からのコメントと併せて、私からもちょっと補足させていただく。今、送電線の工事に係わる高所作業員、電工さんが不足している中で、こういう大きな工事を進めるにあたって、事業実施主体としては、工事の施工量能力をどう確保するかということで、ここでは予報発注という方法の申し出があり、本委員会の委員である加藤小委員長と田中委員にコスト小委にご参加いただき審議していただいた。特にここでは、予報することでコスト削減のインセンティブが減退してしまっただけということが論点だったかと思う。送電工事の実情については、私どもからも、関係事業者の方からも説明させていただき、同時に、だからと言って予報発注で受注が決まった後のコスト削減策などの工夫をいろいろ審議させていただき、このようにまとめたものと思っている。審議の中では委員長はじめ関係委員の方々にも鋭意審議いただいたと思っているので、本日ここでご報告させていただいた。

（大橋委員）これで異論はないが、もう一言言うとすれば、おそらく予報発注しなければ現れるであろう新しい事業者がいるかもしれないが、この部分の工事については非常に特殊な工事なので、そうした事業者が現れる見込みはなさそうであり、なおかつ担い手等の問題から、事前にある程度仕事量というのを確保しておかないと、なかなか工期を守ることはできないということでこういうことをやられたということで理解した。

（寺島理事）そもそも予報発注、一般競争入札を行う前に、公募をかけているので、そういう意味では現れるべき人はまずその時点で現れているだろうということを前提にさせていただいた。

（大橋委員）一年後に公募すれば一年後に現れる人もいるかもしれないが、如何か。

(寺島理事) その可能性はもちろんあるが、そういう意味では一般競争入札をするタイミングではやっているということである。

(古城委員長) 今回、人が少ないから予報発注を採用しているのか、基本的に予報発注の方が合理的なのか、どっちになるのか。

(加藤委員) 東京中部間の 50 - 60Hz の連系と、それから東北東京間の連系線、かなり両方とも工事規模としては大きいものが同じ時期にきたため、そしてさらに東北東京の場合は、発電事業者の方からビジネスのために工期を早くしてほしいという強い要望もあったといったことも大きな要因だと思う。

3. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について

- ・事務局から資料3により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(加藤委員) 最終的に辞退するかどうか決まるのが3月末で、4月に入らないと検討ができないというのは事実なのだが、この影響は多岐に亘るので、少なくとも今のうちからこういう場合はどうしたらよいかなど、ある程度のリスクマネジメントはしておいた方がいいと思う。辞退した方がいくらかいて、極端なことをいうと、今回、間接オークションができた関係で、全部の事業者が辞退する可能性もあり得たということである。もしそうなった場合はどうするのか？計画そのものをなしにするのか？増強したいといった、発議をした電気供給事業者は結局誰も参加しないということになったら連系線の増強は意味がないのではないか。実際、東北さんは工事に入られていろいろやろうとしているが、結局誰も使わないとなると、これはなくなるということになるのか。

(事務局) その時は他の連系線と同様、費用対便益評価を行って便益があるのであれば増強工事を行う。ただし、規模等はまた別の議論である。

(加藤委員) あの時、資料の4ページにもあるように、電気供給事業者からの提起を受けて連系の話をしたのだが、事業者が全員降りてしまったら提起する人がいなくなる。その場合、誰が提起するのか？広域が提起するのかという話になるが、それも今までの空容量等の状況を見ていると、そこまではいかないのではないのかという感じがする。あともう一つ、短工期対策で50万kW増強するというのがあったが、他の事業者が全部降りた場合、連系線を作らなくてもそれだけで済む可能性がある。そうすると連系線は作らないのか。計画を見直した結果、そうなることもありえる。その結果、東北北部の募プロを考えた場合、完全に連系線がなければ成り立たなくなる。もしその後、連系線の工事を続行する、私も続行すべきだとは思いますが、しなきゃいけないとなった場合は、形の上からでも、今度は逆に東北電力から連系線増強の発議をしていただく。広域機関も動いているが、実は電気供給事業者からの発議ではないんだという考え方で進めないと、これまでのルールという

か、やり方が違ってくるのではないかということが1点。それからその後の北部募プロの連系量云々という話だが、いずれにしても今、レジリエンスで北本増強の話をして、5月末くらいに費用便益の計算をするということになっているが、これもすべて東北東京間の連系線等の増強ありきで、更に北部の募プロの増強ありきを考えたうえで、更に北本増強や北東北の送電線の増強、それらの費用を考えて費用便益を考えるということになるが、場合によってはかかる費用が大きく変わってくる可能性もある。東北側の増強がもっと増えて、ここは北本の増強のために必要な増強という形になる。そうしてくると、そちら側の評価にも大きく影響してくると思う。だからそういった意味では、4月を待っていたら、ちょっと間に合わないのではないかと。最終的にはしなければならないし、今から決まっていないもので計算しても意味がないのかもしれないが、事前に準備しておかないといういろいろなところに大きな影響を及ぼすのではないかと危惧している。

(事務局) 2点大きなご質問をいただいた。まずルールの問題、全員いなくなったらということだが、確かに提起者がいなくなるということで、当初始めた理由がなくなるというのは先生のおっしゃるとおりだと思う。ただし、今回の場合は、特に途中で2年の間を設けた特殊な事例で、もし辞退した場合はこういうやり方でやるというのを、14ページにあるように第17回の委員会で一旦決めているので、今までやったことをリセットするのではなく、一応このやり方でやると決めたフローでやっていくものだと思う。特定負担者がいなくなったらどうなのかという事については、基本的には、間接オークションが入った段階でかなりやり方が変わるということはこの場でもいろいろとご審議いただいて、費用便益でやるというのが基本的なやり方だということでご審議いただいたものだと思うので、基本的には特定負担者がなくなった空きの部分は、費用対便益評価を行って、便益があるかどうかで判断するという流れになると思う。基本的には今、レジリエンス小委でやっている北本も基本的には同じ考え方でやるものだと思う。あともう1点、北本の増強等いろいろなところに関係するので先にやっておくべきではないのかということはおっしゃるとおりで、ここでは詳細は言えないが、事務局内では相当検討しているので、次回以降、きっちりご説明したいと思う。

(加藤委員) 一番危惧しているのが、東北北部の募集プロセスで、東北東京の増強は絶対に必要だと思う。域内の増強に関しては、各一般送配電事業者がいろいろ考えるのと思うが、連系線に関してはコスト便益で考えると。北部の募集プロセスを考えた時に、東北東京の増強のコストがかかってきた時には、費用便益比が結構小さくなってしまわないか。要するに費用の方がかかってしまい、それ自体計画がつぶれてしまわないかという事を危惧している。そうすると、今まで計画していた増強が将棋倒しのように全て中止になってしまうのではないかと。そうはならないとは思いますが、そういうことを危惧しているため、発言させていただいた。

(古城委員長) 手続きについて、最初は新しい電源を作りたいという人の希望で始めて、費用便益計算をして作った方がいいということで始めているのではないのか。

(事務局) 最初は、費用便益評価はしていない。昔のルールで、提起者が通したいと言え、増強が必要であれば増強するというのがこれまでの手続きであった。

(古城委員長) 今後は費用便益でやるという事だが、これは誰がトリガーになろうが、今後継続するかどうかは費用便益で判断するという事か。もしくは別の理由、北部の募集プロセスのために検討するので、トリガーは衣を変えて、東北電力から提起されるという手続きを一旦入れて、それで成立するかどうかという形で費用便益を検討するという整理にするのか。

(事務局) 先程も言ったとおり、一旦すべてをリセットするのではなく、前回決めたフローで辞退が出た場合の対応でやっていくということで一旦結論を出したという事と思う。

(古城委員長) その時、東北電力から依頼があって、このままだと元々の規模までいなかったの、0になるなら、やや特殊な事情があり、もう一度別な話として継続してくれという東北電力の希望があるから、費用対便益をやるという説明にするのか。

(事務局) そういう意味では費用便益評価をするのに何かキックが必要かということ、基本的に今のルールでも広域的取引の観点というのがあり、事業者からキックがなくても広域的取引の観点で増強を判断するというルールも従来からある。

(古城委員長) 仮に、当初の話であればみんな降りてしまったが、これをやるかどうか費用便益を考えてやるかやらないかを決めるということか。

(事務局) 今回全員辞退したわけではないが、仮にそうなった場合はそのように考えている。

(加藤委員) 短工期対策だけが入ってしまう可能性があり、新しい送電線は不要ではないかという問題もある。

(工藤委員) 今回のケースの場合は、元々決めたことの後に間接オークションのルールが入っており、事業者から見たら、経済合理性上、辞退した方がよいと、そういう判断もあると思う。また、果たす義務というかデポジットを捨ててでもそうなるということであれば、それはルールに則った判断ではないかと思っている。ただ、一方で加藤先生が聞かれていたように、元々間接オークションがあったらどうなっていたのかというところは、少し疑問にも思う。ただ今お話しがあったように、起こってしまったことはもう仕方がなかったことだと思うので、今から継続するのか、またその継続する場合も規模のレベルを、やはり費用負担が発生するものなので、しっかりと費用対便益で検討していくということだと理解している。やはり辞退者が出たことにより、その費用負担を考えなければならないということで、本来であれば負担をしてでも、ここでこのビジネスをやりたいという人に、適地での発電所建設を促すために、特定負担というものもあったと理解しているが、今は逆に、規模は自分たちのレベルだったら、費用対便益でいっても取ってもらえるのではないかということになって、そこだけちょっと整理がうまくいか合理性というか、少し筋が通らないと思うところもある。ただ、それもしょうがないなとも思っている。政府の委員会ではネットワークコストを FIT の賦課金で賄うというような議論もあると理解しているが、やはり FIT 賦課金が査定なき財源となるのではないかという恐れも感じており、本件は FIT 賦課金で必ずやるわけでは無いとは思いますが、東北北部エリアの募集プロセスや、新北本連系線のさらなる増強が必要なのかどうかということも含めて、本来であればなかなか描きにくいところだと思うが、2030年以降のグランドデザインと言うか、国として

どういふエネルギーミックスを求めていくのかということと合わせて、全体最適の費用対便益というのを本来評価したいとも思うし、今の議論ではないが、北本連系線の増強と東北東京の連系線というのがコンビになってくるのであれば、北本連系線に戻って、どの観点からやっていくのか、どういふ理由でやっていくのか等、それが費用対便益だと思うが、それに合わせてどういふ財源でカバーしていくのかということも議論されていくべきと思っている。

(松島委員) 心配していたことが起こったということだが、一番言いたいことは、この大事な送電工事について、工程の変化や規模の見直し等が起こったら大混乱になるというのが予見できるわけだが、それはもう絶対にあってはならないと。そういうことがあっては、広域機関も耐えられないと私も思うので、ぜひ、工程や規模等このままで継続できるような形で、なんとか知恵を絞ってやっていただきたいというのが一番の思いである。多岐に渡って影響が出るのは、国の大動脈である送電線だからこそだと思っている。1,500億円程度の工事費の中で、380億円の特定負担分があるがために、そこで右往左往しなければならなくなってしまったわけだが、この大動脈たる送電線工事に対して特定負担分があるということがいいことなのか悪いことなのかということも、ぜひここで反省点として考えていただきたい。

(佐藤理事) 今、松島委員がおっしゃったことは、まったくそのとおりとするとあれだが、極めて強い懸念があるのは十分承知している。我々も2年前からこうなることは相当想定しており、今になって大慌てをしているということでは決してない。今、松島委員がおっしゃったように大混乱になるというのは、本当にその火を見るよりも明らかであるため、これは短期間に確かに結論を出さなければならない問題ということも十分わかっている。今日は河合オブザーバーに来て頂いているが、国とも十分連携を取りながら、まさにご指摘頂いたように、大混乱にならないように、やっていきたいと思う。約束はできないが、最大限の努力をするので、今後ともご指導方よろしく願いした。

(田中委員) 同じような限界費用で同様な種別の電源を持っている事業者は同じような判断をして辞退する可能性は大きいのではという気がする。間接オークションが入ったことなどもありかなり大きな部分が辞退するという懸念はあると思っている。ただ、じゃあどうするかというとこれは費用便益で考えるということで、それはそのとおりとと思う。そもそも費用便益でやるべきだろうし、そういう制度ができたということで、辞退者が出てても費用便益でしっかりと考えていくことでよいだろう。ただし、できるものが現状と同じくらいか、あるいは少し違いが出るかもしれないが、そういった規模を考えた上で、今度、費用負担がどうなるか、そこがやはり大きなところだと思う。今回19ページで再募集の話が出てきたが、これはやらないとの提案。再募集をしても間接オークションが入って応募するインセンティブはないかもしれないので、これはやらない方向だとは思いますが、そうすると残っている応募事業者と一般送配電事業者の負担がかなり上がってしまうことがおこるのか、その場合にはこれをどうするかというのはよくよく考えなければならない。今回の資料の19ページでは、「本計画の費用負担の在り方については国で整理される費用負担方式との整合を図りつつ検討を進めていく必要がある」とあり、先程FIT賦課金の話もあったが、

他のいろいろなことを含めて検討すると思う。残っている応募事業者と一般送配電事業者の負担が上がるのを抑制するようなことが国の検討の中で何か考えられるのか。負担は抑制されていく可能性が高いと思うが、このあたりはこれからの検討次第ということなので分からないかもしれないが、可能性としてはどういうことが想定されるのか。

(事務局) 今まさに北本の方で費用負担の考え方をどうするかというところについては、我々はまず効果を示したうえで、国の方でその効果に合わせてどういう費用負担とすべきかという事をご審議いただくというプロセスとしている。そういう意味では同じ連系線なので、その議論の中と合わせて、整合性をもった形で費用負担についても整理していくべきではないかと考えている。どういう順番になるかはエネ庁とも相談するが、少なくとも北本の方は、我々は春までに効果をお示しして、その中で費用負担の考え方というのを整理して頂くという予定になっているので、今回の費用便益とは別に費用負担をどう分けるかということはそことご議論いただくというスケジュールは決まっている。具体的にどうなるかという事は今の時点ではなかなか申し上げられる段階ではないと思っている。

(佐藤理事) 我々の名誉のために言わせていただくと、間接オークションが入ろうと入らまいと、特定負担はその電源が持続している間の値差の積分值であることには変わりはないので、間接オークションが入ったから急に採算の計算がおかしくなったというのは全くない。これは地域間連系線の利用ルールの中間報告も最終報告も読んでいただきたいのだが、計画を変更されるとかどうされるかというのは2年前からそうであったが、やはり今後の発電事業、特に石炭事業の将来性の計算というのがなかなか難しくなっているというのが圧倒的に大きいので、それに比べて連系線の利用ルールが変わったということはもっと遥かに小さい理由だと思う。ただ、我々の計算の仕方とか、どのように連系線を作るかという考え方は相当変わるが、採算性に関してはほとんど関係ない。

(工藤委員) それは、私のコメントに対してのコメントですか。

(佐藤理事) 地域間連系線ルールの関係があまりにも出過ぎたのではないかということに対して、そうでは無いということを行ったまでである。

(工藤委員) 私がちょっと間違ったコメントをしたのかもしれないが、辞退を考えている方は、電源としては撤退するわけではなく、事業計画は続けて、特定負担でやるよりは一般負担でやっても間接オークションで通れるので、特定負担が必要になる方は辞めるのだろうと理解したため、それは経済メリットがあるから辞めるのだろうと思って申し上げた。

(寺島理事) 私からも補足させて頂きたい。間接オークションが入ったため、連系線というのは先着優先で使わなくても入れるので、今回この特定負担をしないという判断というのは、いわゆる間接オークション後の値差リスクというのを自分で被る覚悟をしたからである。値差リスクを回避したいと思えば、特定負担をしてでも続けるという判断をするだろうし、その値差リスクが発生しても自分で被るから構わないというかどうかの判断は、事業者判断であり、このルールを入れたから、軒並み辞退しているわけではないということだけご理解頂きたい。

(工藤委員) もちろん承知している。何か悪いと言っているつもりはまったくない。それは事業者として計算して、最新の機械だったら、ここに入っているものに比べてこうだ等というのを評価しながら事業をしていくのは当然なので、それはもう十分にわかった上でのコメントである。

(大橋委員) 費用対効果でこれからやっていくということだが、若干面倒な話になったと思っている。東北東京間がすでに決まっていれば、北本はそれを所与のものとして計算できたが、これからやる費用対効果の計算は、もしかすると北本を考える時には、東北東京間のコストも同時に考える必要が出てくるのではないか。要するに北本として流す部分があるとしても、そのあたりの費用対効果の考え方というのは、もしかすると北本の考え方も含めて変えていかないといけないということを多分ここで言っているのではと思っている。そのハードルを越えるかどうかということを決めた方がいいだろうというのがひとつ思うところである。あと、少し気になっているのは、支払い済の負担金 38 億円がいつ尽きるのかということと、それまでにきちっと費用負担のルールができて、間断なくきちっと繋がる形ができることが重要だと思っている。そうでないと事業者にしてみれば、持ち出すとか、制度リスクに晒される、例えば託送料金を上げる際に審査に掛けるがその審査に落ちました、とかいうことになったりすると、悲惨なことになるとしており、その辺りも電取委ともしっかりとやっておかないと、事業者側のリスクが大きくなりかねないという懸念がある。

(事務局) まず 1 点目、北本の前提となっているので、ここは関係がある。検討の順番を決めないと、後ろの検討の前提が変わってしまうので、そういうことも意識しながら進めていきたいと思っている。この広域系統整備委員会で議論すると、電力レジリエンス等に関する小委員会で検討する内容についてというのは、順番をよく考えながら議論を進めていくように考えている。

(大橋委員) 私の言ったことの本心は、二重カウントすることがあってはならないということである。

(事務局) 決してそういうことのないようにシミュレーションしたいと思っている。

(加藤委員) まさしくその順番というのが問題で、たまたまこの東北東京の話と、東北北部募プロの話と、それから新北本の話が同時期にきてしまった。もし、東北東京の次に北本が来て、東北募プロがその後、1 年くらい先になっていたとすれば、北東北の増強は計画されていない。そうすると、北本の増強に関しては、北東北の増強も費用として算入されるわけである。先程、事務局が言われたように、ベネフィットの方は計算ができると思う。ただ、費用をどの時点で算出するか、先程、大橋委員が言われたように、北本を考える時に費用の中には東北東京間が入ってくるというのと一緒に、もし順番が変わっていたら、費用がどんどん変わってくると思う。そうすると、その連系線の価値が変わってしまう。時期によって変なことになってしまうので、単なるコストベネフィットだけでやっているのと、大橋委員が言われたように、ダブルカウントしたり、何かいろんなことをしたりでちょっと

おかしいことになるのではないか。系統の最適な形としては多分何かあると思うが、順番によっては何か歪な形になってしまう可能性があるのではという気がしている。

(金本理事長) 費用便益の専門家として発言させていただくと、順番では変化はないはずである。費用便益は何かをやる時と何かをやらない時をずっと将来に亘って予想してそれを比較する。どちらが先になるかというのは1つのケースとしてあって、それを代替案と比較するというわけである。単に前後したからどうこうというのはない。ただし、東北東京を作らないとすると、他の便益が全部がらごとく変わってしまう。そういうことなので、全部やるのは大変で、いろいろ前提が決まっていると個々の計算はいろいろと楽になる。基本はそういうところで、全部きちっとやればどういう順序でも何をやっても評価はできるということである。

(事務局) あと、もう1点。地内増強の話について、こちらは基本的には費用対便益ではやっていない。いわゆる通常の接続義務の中で、今の負担金制度の下でやっている。それは費用便益ではなく、要するに募集プロセスというものはある前提である。それだけの増強工事が発生するというのは了承の上で、事業者に入ってもらい、そこで一旦増強を行う判断をしているものである。よって募集プロセスはまず大前提とさせていただく。

(岩船委員) すごく一般的に考えれば、おそらく東北東京間の増強は誰にとっても便益のあるものと思われる。もちろん、きちんとした費用対便益評価は必要だと思うが、これから東北か北海道まで行くかもしれないが、あの辺りに風力が増えたら、おそらく東京まで運んでこない限り、需要との見合いで東北だけの需要では消費しきれないため、当然そこではじめて便益が出ると考えると、連系線の増強というはおそらく日本にとって必要なことと思われるし、便益も十分出るだろうと考えられるので、この方向で進めることでよいと思う。どんどんこれが遅れることの方が損失はかなり大きいのではないかと考えている。再募集も、間接オークションがあるのでやったところで集まらない、それで事業が遅れるリスクに繋がるのであればそのままやった方がいいと思う。あと問題は、結局、北海道も含め、まずは東京と東北でいいと思うが、負担の公平性というのが一番大きく、一般負担分が増えることで誰が便益を受けるのか、さっきのFIT賦課金に薄く乗せてもらったらいいいのかもしれないという話も含めて、負担をどうするかという話はあると思うが、基本的に費用便益評価に応じて、便益があるなら、燃料費が減った分もきちんと全体としてどんな効果があるか、後その先はOCCTOの範疇ではないかもしれないが、どういうものが例えば公平であろうかというような話ができればいいのではと思う。

(大久保委員) 14ページのフローで、これに則ってやると理解しているが、このフローは、系統自体は与えられたうえで、それに対して辞退者が出ればどうするというフローになっていると思う。ただし今回、先程あったように再募集しないということは、残された応募者でどのような系統となるかを普通検討するものだと思うが、辞退者がいない系統でどうなのかということはこのフローは表していて、再募集しないのであれば、どの系統で検討するのか考える必要があると思っており、系統の規模であり費用というものが抜けている気がする。先程言った北部の募集プロセスや新北本等があるが、今回の案件に対してどうなのか、一旦の仕切りはしないのか。

(事務局) おっしゃるとおりである。再募集しないということなので、まずは規模の検討からとなる。ただ先程、他への影響という話もあるので、ゼロから検討ということではなく、おそらく増強規模としては複数パターン、といってもそんなに多くのパターンはできないと思われるので、いくつかのパターンで費用便益評価をして、それで便益のある案でどうしましょうかというご相談になるかと思う。

(大久保委員) それは同じ系統でやるということか。そこがちょっと分からないのだが。

(事務局) それも今後の相談と思っている。まずは今の計画案があり、もう一つは規模縮小案みたいなものを一つ作って、それで便益評価をしてみるということかと思う。

(大久保委員) その時にいわゆる北部のプロセスとか新北本というのが入ってくるのか。

(事務局) 新北本というのは、どっちを先に置くかという事だが、今のところはまずこちらをどうするかを決めて、その後北本なのかなと思っている。まずはこちらの方で、北本がない前提で費用便益が出るかどうかということでご判断いただく。それで、こちらの系統をどうするべきかを先に決めてから、次に北本の検討になると思っている。

(大久保委員) 北部募プロは入れてやるということか。

(事務局) 北部プロセスは前提である。先程も言ったとおり、地内で入ってくるという前提である。

(古城委員長) これは、出だしの時の話が壊れたので、もう一度維持するかどうかの見直し検討みたいに見えるが、そうではなくて、そういう土台がある時に、新しい観点からもう一度検討し直す、そういうプロセスを始めるという話である。だから新しい話をはじめるとのことだと思う。

(大久保委員) それがちょっと分かりにくい資料になっているのではという事を懸念している。

(事務局) 14 ページのとおりをやると言ったためにややこしくなったのかもしれない。この 14 ページは前回決めたのだが、これを本日論点にあげたのは、再募集を辞めないかという話と、費用便益を基本的に進めないかということで整理させていただいた。次回、このフローを新しいフローに見直した形、今日ご議論いただいたことを反映した形に見直して、整理させていただきたいと思う。

(伊藤委員) 国の電力の方向性を決めるというのは、中小企業の経営とは格が全然違うのだが、一度決めたら行くしかないと思う。決めるまでの間に当然議論があつてのタイトルという課題だったわけである。想定しながら起きてきたことなので、それはしょうがないと。スピードダウンこそがコストアップにつながるので、男ならという表現をするとまた問題あるんですけど、やはり行くしかないと思う。それで当然そうなった時にいかに堂々と説明するかだと思う。まるであたふたしている雰囲気は絶対見せてはいけないし、これは正しいんだ、将来的に国のためにこうなるためにやっているんだという、毅然とした態度でやっていくというのがベストだと思うので、あまり気にせず行った方がいいのではと思う。

(河合オブザーバー) 今日ご議論いただいたとおり、東北東京間の地域間連系線の今のプロセス自体が、先程松島委員からもご発言いただいたが、以北の再エネの導入といった観点からも極めて意義が大きく、その観点からも非常に重要なプロセスということは国側も強く認識している。連系線自体は当然広域機関の方で社会的便益という事をしっかりと検証して頂くというのが次のステップとなるが、今日他の委員の方からもご懸念いただいた、その後のプロセスというものの、例えば北東北の募集プロセスなり、あるいは費用負担については前日立ち上がった国側の審議会の方で議論させていただくことになるわけだが、本日ご懸念をいただいたスケジュールといったものについても、国側でも広域機関と連携をしながらしっかりと遅滞なく進めていきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

(古城委員長) それでは、本件について、関連する事業者オブザーバーである東北電力の山田オブザーバー、および東京電力パワーグリッドの劉オブザーバーからご意見を伺いたい。

(山田オブザーバー) 今までいろいろご議論いただいたが、当社と致しまして、整備計画に関わる費用負担者という立場、それから事業実施主体という立場で、何点かコメントさせていただく。本日もいろいろご議論いただいたが、今後の費用負担の在り方の検討ということで、まず広域系統整備計画については、もともと希望する発電事業者の電源の送電を目的としたということで、先程もご説明があった。ただ、先程来ご説明のあるとおり、間接オークションの導入など、大きく目的が変わってきているというのがあると考えている。したがってまずは今回の整備計画の目的、あるいはどういう規模が必要なのかといった必要性をまず再整理すべきではないかと私どもも考えている。その上でまず費用負担については、国で整理される費用負担方式との整合を図ると記載いただいているが、先程、北本あるいは再エネとの関連という発言もあった。そういう事も踏まえ、増強する目的、それから増強による受益者を明確にさせていただく必要があるというところで、その受益に応じた負担となるようにご検討いただき、私どもも、皆さまが納得できるような中で、決定して頂ければと思っていますところである。次に、工事の実施関連だが、当初、事業実施主体ということで現在工事を進めている。今回の工事は、所要工期の短縮要請もあり、現在、宮城と福島に約1,000人の組織を設置し、用地交渉や用地買収を精力的に進めさせていただいている。今後、工期についての影響を最小限に抑えるということで、来月4月からも計画どおり進めていかなければならないと考えている。したがって、もし中断すると、工期面、地域対応面の影響がかなり大きいものと想定している。工事を継続するにあたっては、工事実施主体である我々の持ち出しで継続することはできないが、資料18ページにあるとおり、当面、工事費負担金の10%相当である38億円以内で工事を進めていくこととしてはどうかという提案をいただいております、その結論はまだ出てないと認識しているが、もし了承いただけるのであれば、今後工事規模については見直しの必要性等を含めて検討するということを大前提に、工事は継続させていただきたい。それでもなお、支払い済の負担金を超える工事はできないと考えている。先程、38億円をいつ超えるかというご質問があったが、その辺をお話しすると、今年度で大体15億円程度使う見通しになっている。来年度は環境アセスだとか、開閉所の用地買収等が必要になるので、現在の計画通りで行くと、大体上期過ぎくらいには38億円は超えるだろうと、工事部隊としては考えている。したがっ

て、検討がその辺を超える場合等の扱いについては、速やかにというか早めの議論をお願いできればと考えている。あと北部募集プロセスに関連して先程からいろいろとお話が出ているが、ご存じのとおり大規模な募集プロセスを実施しており、今月末に再接続検討の回答をさせていただく予定であるが、先程からあるとおり、入札対象工事は今回の整備計画を前提としているので、その前提が変わると当然募集プロセスへの影響があるということで、整備計画の再検討を待つて回答させていただくことで考えている。先程、募集プロセスについては東北が提起という話もあったが、もともと東北北部に電源の接続を希望される事業者さまがかなりいらっしゃるということで、東北北部系の増強を前提として募集をさせていただいたというところがスタートなので、その辺も考えながら今後どうしていくか、今回の議論と広域機関とも相談させていただきながら対応させていただきたいと思っている。再接続検討の回答だが、今後のこちらの検討に左右されると思うが、検討によっては再接続検討も時間を要することも想定されるので、できる限り我々努力はさせていただくが、その辺り具体的な回答時期等については広域機関とも相談しながら進めさせていただきたい。いずれ、今回のプロセスの見直しとなると、混乱を生じるというお話もあったが、極力影響がないように、我々協力できる範囲でやっていきたいと考えているので、是非よろしくお願ひしたい。

(劉オブザーバー) 本日はオブザーバーとして参加させていただき感謝申し上げたい。私からは5点お話しさせていただきたい。

1点目。本日事務局からご説明いただいたが、東北エリアに再エネポテンシャルがあり連系線活用が見込まれるという点。すでに広域機関にもご尽力いただき弊社管内の北関東募集プロセスを昨年10月に開始していただいた。弊社管内にも630万kW程度の再エネポテンシャルがあるので、費用対便益の評価にあたっては、東北エリアに加えて弊社エリアの再エネポテンシャルも考慮していただければありがたい。

2点目。辞退者と工事規模の関連について。いくつかのパターンを設定してご検討いただけるとのこと。今後のためにも、設備規模と便益の関係についてのご検討も並行していただければと思う。

3点目。客観的に見て、特定負担者は間接オークション導入前からの連系線利用者と同等の権利が付与される方向でルール化されるものと理解している。再募集の定義、扱いについても広くご理解いただけるようなスタンスをご検討いただければありがたい。時間がなから再募集はしない、手を挙げる人がいないから再募集はしないとの考えだけではなく、権利が与えられれば手を挙げる人が出てくるかもしれないことも念頭に置いていただければありがたい。

4点目。費用負担の検討については、国で整理される方式と整合を図っていくということで、私どもとして全く異論はなく賛成である。加藤委員からもご指摘があったが、仮にも大量の事業者が辞退し、その空容量に再生可能エネルギーが入ってくる場合には、受益と負担の在り方についてあらためてご検討・ご議論いただければありがたい。また、一般負担が過度に増えることがないようにご配慮いただければありがたい。

最後に、新々北本の増強は、東北東京第二連系線が前提と本日事務局から説明があった。ほとんどの事業者が手を下げてしまうとそもそも連系線がなくてもいいのではないかという加藤委員のご指摘も踏まえ、2年前の増強ニーズに照らして連系線増強が必要かどうかという点と、新々北本・東北北部募集プロセスといった新規ニーズとの関係性についても整理していただければありがたい。

(古城委員長) 最後に確認をしておきたいのだが、本日、皆さまに了承していただきたい点が2つある。まず18ページの3ポツ目、たくさんの応募者が辞退する可能性は高いが、その場合でも当面、例外措置において応募者が支払い済の負担金の範囲内で工事を進めていくこととしたい、これが提案の1つ。それから22ページの最後の四角で、北部募集プロセスというのが東北東京間の増強を前提としているので、それについての費用便益の結果が出てからしか回答をお返しできないので、本計画の再検討結果を待ってから回答するという2点、了承して頂かないといけないがよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

4. 閉会

(古城委員長) これにて、本日の議事はすべて終了となったので、第39回広域系統整備委員会を閉会する。ありがとうございました。

—了—